

くらし

市税の納付は口座振替が便利です

口座振替は、市税などをご自分で指定する預金口座から、自動的に振り替えて納付する制度です。納付のために出向いたり現金を持ち歩く手間もなく、うっかり納期限を過ぎてしまうこともありません。口座振替を、ぜひご利用ください。

口座振替が可能な科目 個人市県民税・固定資産税・軽自動車税・国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料・水道使用料・下水道使用料・下水道事業受益者負担金・市営住宅使用料・市営住宅駐車場使用料・保育所保育料・幼稚園保育料・幼稚園預かり保育料・放課後児童保育料・保育所一時保育料

申 本宮市内に支店がある金融機関に口座がある人なら、どなたでもお申込みできます。(ゆうちょ銀行・郵便局は全国で申込みできません)

本宮市内の金融機関が、市役所税務課・白沢総合支所地域振興課の窓口へ届けの申込用紙(口座振替依頼書)に記入し、届け出印を押印のうえ、金融機関窓口へ提出してください。その際、預金通帳と届け出印もご持参ください。申込み月の翌月末から口座振替が始まります。

問 税務課 収納係 ☎24・5347

※毎週月曜は、窓口を午後7時まで延長。市税などの納付や相談にご利用ください。(相談の場合は事前にご連絡ください)

お済みですか?通知カード、マイナンバーカードの受け取り

国民の皆さんお一人お一人に付番されている個人番号は、今後、税金の手続きや社会保障制度を利用する場合などに必要となる大切なものです。年度末・年度始めの3月から4月にかけて、窓口が大変混み合います。お受け取りがまだの人は、できるだけ混み合う時期を避けていただくとともに、早めのお受け取りに、ご協力をお願いします。

通知カード 個人番号をご本人にお知らせするための「通知カード」を、平成27年11月ごろに簡易書留郵便で、各ご家庭の世帯主様あてに発送しました。郵便局に郵便物転送の届出をしている人や、不在通知があった人で保管期間内に受け取られなかった人の通知カードは、市役所で保管しています。まだお受け取りでない人は、市民課市民窓口係までお問い合わせの上、お受け取りください。紛失した場合は、再交付に手数料がかかります。詳しくは、市民課市民窓口係までお問い合わせください。

マイナンバーカード 「マイナンバーカード」は、公的な身分証明書として利用できる、任意で申請いただくカードです。カードの交付を申請いただいた人には、市から交付通知書をお送りします。交付通知書が届いてまだお受け取りでない人は、受け取り日時を予約の上お受け取りください。また、今後申請をご検討中の人は、申請してからカードが出来上がるまで、1カ月ほどお日にちをいただきますので、ご了承ください。

問 市民課 市民窓口係 ☎24-5341

道路の除雪作業へのご協力をお願いします

道路沿いにお住まいの皆さんへ

- ◎出入口の除雪は各戸の協力で
道路の安全を確保するため、降雪時には除雪作業を行います。作業上、各戸の出入り口に雪が残る場合がありますが、お手数でも出入口の除雪は各戸でご協力ください。
- ◎消火栓や防火水槽の除雪は皆さんの協力で
消火栓・防火水槽はいつでも使用できるよう、あらかじめ除雪を行い確認しましょう。
- ◎道路に雪を出すことはやめましょう
道路への排雪は交通事故の原因となります。絶対にやめましょう。
- ◎側溝の蓋はきちんと閉めましょう
蓋の開けっ放しは除雪の妨げとなり、歩行者にも危険です。開けたら忘れずに閉めましょう。

ドライバーの皆さんへ

- ◎路上駐車は絶対にやめましょう
路上駐車は除雪作業の妨げとなり多くの人の迷惑となります。絶対にやめましょう。
- ◎除雪作業中は一時通行止めになることがあります
除雪作業は危険防止や効率的な作業のため、除雪中の区間を通行止めになることがありますので、ご協力ください。
- ◎通行は歩行者を優先的に
雪道は特に道路幅が狭くなります。歩行者に配慮した車の運転をお願いします。
- ◎除雪直後の道路は滑りやすくなっています
除雪車が通った直後の道路は、滑りやすくなっています。安全運転に心がけ、歩行する場合も転倒に注意してください

問 建設課 土木係 ☎24-5392
産業建設課 建設係 ☎44-2115
《県道の場合は》二本松土木事務所 ☎22-1151

ここからは広告欄です。内容についてのお問い合わせは、直接、広告主へお願いします。

真心・親切、お客様の足となり日々安全運転!
一般貸切旅客自動車運送業
小型バスから大型バスまで
観光・研修会・冠婚葬祭等バスのご用命は
協和交通株式会社
TEL 0243-34-4450 FAX 0243-34-4481
〒969-1101 福島県本宮市高木字猫田53-1

水道工事はお任せ! 本宮市水道工事指定店会
オオナミ(株) ☎011-0001
本宮市高木字戸崎63番地3
(有)光設工業所 ☎011-8995
本宮市青田字孫子2番地25
(株)小山設備 ☎011-3031
本宮市本宮字仲町39番地
(有)須藤住機工業 ☎011-5528
本宮市本宮字小幡33番地1
(株)タカマン ☎011-5542
本宮市本宮字一ツ屋12番地7
(有)浜野和水道 ☎011-2788
本宮市本宮字塩田49番地2
(有)本宮設備 ☎011-2592
本宮市本宮字南町1-44番地1
(有)三和設備 ☎011-4542
本宮市和和字作田3番地1

年間 1 人 500 円で家族を守る 市民交通災害共済

問 防災対策課 防犯安全係 ☎24-5366
白沢総合支所 市民福祉課 ☎44-2114

福島県市民交通災害共済は、交通事故被災者の人を救済することを目的に、県内すべての市で実施している制度で、国内の交通事故による災害の程度に応じて、見舞金が支給されます。万が一の交通事故に備え、家族全員でのご加入をお勧めしています。

〇会費

年間 1 人 500 円



〇加入資格

本宮市に住民登録をされている人すべて

〇共済期間

平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日

〇加入資格

各世帯に配布された申込書（2 月 15 日全戸配布予定）に会費を添えて、行政区長を通じてお申込みされるか、本宮市役所防災対策課、白沢総合支所市民福祉課で直接お申込みください

〇共済見舞金

等級	災害の程度	支給額
1	死亡した場合	1,000,000 円
2	入院通院日数 270 日以上	300,000 円
3	入院通院日数 200 日以上	200,000 円
4	入院通院日数 150 日以上	150,000 円
5	入院通院日数 120 日以上	100,000 円
6	入院通院日数 90 日以上	80,000 円
7	入院通院日数 60 日以上	60,000 円
8	入院通院日数 30 日以上	50,000 円
9	入院通院日数 8 日以上	30,000 円
10	入院通院日数 7 日以下	20,000 円
重度障害見舞金	自動車損害賠償保障法施行令第 1 級または第 2 級の障害	300,000 円

〇万一事故にあわれたら！

次の書類を持って市役所へお越しください

交通事故証明書

■お問い合わせ先

自動車安全運転センター福島県事務所
福島市町庭坂字大原 1-1 ☎ 024-591-4111
〈警察署への届出が必要です〉

診断書

交通事故によるケガの治療のために入院した日が明記されているもの

会員証

会員証は大切に保管してください

印鑑

認印で結構です

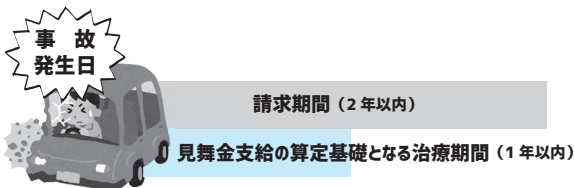
口座情報

通帳など



〇見舞金の請求期間は、交通事故による災害を受けた日から 2 年間で

・見舞金支給の算定基礎となる治療期間は事故発生日から 1 年以内で、請求期間は 2 年以内です



※共済期間外の交通事故については、見舞金の給付の対象とはなりません。
被災者が未成年の場合は親権者が請求することとなります。
※共済加入者が加害者・被害者であるかの区別はありません。自らが事故の当事者となった場合は見舞金をお支払いします。

・会員の故意または重大な過失（酒気帯び、無免許、速度違反など）による交通事故、もしくは、天災その他の災害による事故の場合は、見舞金のお支払いはできません

・国外での交通事故は対象になりません